

「御所市地域公共交通会議」議事要旨

日 時：平成 21 年 5 月 27 日（水）

午前 10 時 30 分～11 時 00 分

場 所：御所市役所本館 3 階 第 1 会議室

議事要旨

1. 会議設置要綱の改正について

資料 1 の「御所市地域公共交通会議設置要綱の一部改正（案）」について、事務局より説明が行われた。

2. 監事の選任について

会長より、中嶋委員と赤坂委員に監事の指名があり、承認された。

3. 事業の実施方針等について

資料 2-1 の「事業の進め方イメージ」、資料 2-2 の「調査の進め方」について、事務局より説明が行われた。

4. 平成 21 年度事業計画・予算案について

資料 3 の「御所市地域公共交通会議 平成 21 年度事業計画（案）、平成 21 年度予算（案）」について、事務局より説明が行われた。

（委員）

負担金と補助金はどう違うのか。県と国土交通省から出るお金で、呼び方が違うのはなぜか。

（事務局）

県の支出項目では負担金となっており、国の予算項目では補助金となっているためである。

（委員）

国及び県からのお金は、使用目的が限定されているのか。

（事務局）

国の補助事業である「地域公共交通活性化・再生総合事業」は、市町村・公共交通事業者・住民の代表等から構成される法定協議会に対して法定計画を作成することになっている。市として支出できる費用は、この計画づくりに必要な費用のみである。実質的な計画づくりは「駅を中心としたまちづくり検討委員会」で行うが、議論する上で必要となる調査データや対策づくりについては、コンサルタントに委託する。

（委員）

地域公共交通活性化・再生総合事業計画は、3 年間と記述しているが、補助金は今年度分なのか、または 3 年度分の合計か。

（事務局）

予算は、国も県も平成 21 年度予算である。来年度以降は、国・県に要望の上、予算を組む予定である。

5. その他

駅を中心としたまちづくり検討委員会の委員選定及び委員会にご参加いただく学識経験者の選考については、会長及び事務局に一任して頂くことで、承認された。

以上